

道路交通技術資格認定制度 施 行 規 程

第1章 総 則

(主旨)

第1条 本規程は社団法人交通工学会定款(以下「定款」という)第4条第8号に基づき、社団法人交通工学会(以下「研究会」という)が実施する交通工学会認定TOP(トラフィック オペレーションズ プラクティショナ : Traffic Operations Practitioner, 以下「TOP」という)及び交通工学会認定TOE(トラフィック オペレーションズ エンジニア : Traffic Operations Engineer、以下「TOE」という)資格の認定試験ならびに資格登録の実施に関し必要な基本的事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は交通運用技術にかかわるTOP・TOEの資格を定め登録することおよびその活用がはかれることにより、道路交通運用技術の広範な普及と向上を促し、かつ関連業務を円滑かつ的確に遂行し、関連分野の技術水準を高めるとともに関係技術者の地位向上をはかることを目的とする。

(定義)

第3条 「TOP」とは、道路交通技術に関わる基礎的知識を有し、道路交通運用に関わる専門業務に従事できるものをいう。「TOE」は道路交通運用に関わる業務経験を豊富に持ち、かつ道路交通技術に関わる高度な専門知識を広く体系的に有し、実務に指導的に取り組む能力を有するものをいう。

第2章 TOP・TOE資格試験

(TOP・TOE資格試験)

第4条 TOP・TOE資格試験は道路交通運用分野の業務を円滑、的確に遂行するための一般基礎技術力ならびに専門分野における技術力を判定するために行う。

2. 試験を受ける者の資格は第13条に定める「資格委員会」の意見を得て研究会会長(以下「会長」という)が定める。

(TOP・TOE資格試験の実施)

第5条 TOP・TOE資格試験は毎年1回以上研究会が行う。

(合格証書)

第6条 資格委員会の判定に基づきTOP・TOE資格試験に合格した者には、会長が試験に合格したことを証する証書を発行する。

(受験手数料)

第7条 TOP・TOE資格試験を受けようとする者は会長が定める受験手数料を納付しなければならない。

第3章 登録

(登録及び登録証)

第8条 TOP・TOEとなる資格を有する者がTOP・TOEとなるには、研究会が定める事項について登録を行わなければならない。

2. 会長はTOP・TOEの登録をしたときには登録の申請者に登録証を交付する。

(登録の資格審査)

第9条 会長はTOP・TOEの登録を行おうとするときは、第13条に定める資格委員会に諮り、その定める基準に基づき登録する者の審査を行わなければならない。

2. 会長は登録した者が前項の基準を満たさないことが明らかになったときは、登録を取り消すものとする。

(名称)

第10条 TOP・TOEの登録証を交付された者は各々交通工学研究会認定TOP・交通工学研究会認定TOEを名乗ることが出来る。

(登録手数料)

第11条 第8条の規定により登録を行った者は、会長が定める登録手数料を納付しなければならない。

(登録の有効期間及び登録の更新)

第12条 登録の有効期間満了日は合格証が交付された日以降最初の4月1日から4年後の3月31日とする。

2. 登録の更新を受けようとする者は、交通工学研究会認定TOP及びTOE登録規則に則り登録の更新の申込みを行わなければならない。

第4章 資格委員会

(資格委員会)

第13条 TOP・TOE資格制度に関する重要事項の審議、資格試験の適正かつ公正な実施、ならびに円滑な運営と事業の推進のために研究会に資格委員会を置く。

第14条 資格委員会の所掌事項ならびに運営については、道路交通技術資格認定制度資格委員会規則においてこれを定める。

第5章 実施計画ならびに実施報告

(実施計画)

第15条 会長は毎年4月1日から始まる事業年度の実施計画を作成し、定款第26

条に基づく理事会の議決を得なければならない。

(実施報告)

第16条 会長は毎事業年度終了後、当該年度の実施報告書を作成し、理事会に報告しなければならない。

第6章 収支計画

(収支計画)

第17条 会長はTOP・TOE資格制度の実施について所要の経理を行うため、事業年度収支予算を作成し、定款第26条に基づく理事会の議決を得なければならない。

(決算)

第18条 会長は毎事業年度終了後、当該事業年度の決算書を作成し、定款第26条に基づく理事会の議決を得なければならない。

第7章 秘密保持義務

(秘密保持義務)

第19条 試験業務に関わる研究会の役員および職員ならびに委員は試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第8章 雑則

(規則)

第20条 本規程施行に当たり必要な規則は、資格委員会が定める。

(その他)

第21条 本規程に定めない事項および疑義を生じた事項については、会長は理事会に諮って処理するものとする。

(附則)

本規程は、平成16年11月17日から施行する。

平成17年4月22日改定

平成20年6月18日改定